

## 質問 9 (短期リースに関する簡便的な取扱いについての質問)

### 短期リース期間の定義について

適用指針「4.(2)「短期リース」とは、リース開始日において、借手のリース期間が 12 か月以内であるリースをいう。

会計基準「14.「借手のリース期間」とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の(1)及び(2)の両方を加えた期間をいう。

(1) 借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間

(2) 借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

とあり、また、同適用指針 BC126.には「短期リースについては、借手のリース期間の判断で簡便的な取扱いの対象となるかどうかは変更になることから恣意的な操作の対象となる可能性があると考えられる」との記載からも、

単純な契約期間ではなく借手のリース期間を検討したうえで 12 か月以内の判定することが求められていると理解しています。

しかし、大手監査法人の研修資料等でもリース期間の判定の前の段階で契約期間が 12 か月以内のリース契約を検討から外すかのような記載があるなど、実務上誤った処理・判断をしてしまうリスクが高い項目であるように思われるため、適用指針での直接的な言及・注意の記載が必要なのではないのでしょうか。

また、ASBJ の企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準 (案)」等の概要パワーポイント資料 P40 においても、短期リースについて「現行踏襲」としてしまっていることも誤解を助長しているように考えます。

## 質問 19 (サブリース取引に関する質問)

### サブリースにおけるリース投資資産又はリース債権と消滅を認識した使用権資産との差額の表示について

「リースに関する会計基準の適用指針 (案) 85. ③ 計上されたリース投資資産又はリース債権と消滅を認識した使用権資産との差額は、損益に計上する。」とあり、

「[設例 18-1] サブリースがファイナンス・リースに該当する場合」では、当該差額について「利益 9,700」という記載があります。

当該「利益」については、リースを業務の一部としている会社の場合には、いわゆる売上高として表示して良いのか、営業外・特別項目として表示すべきなのか不明確であるため、何らかの明示が必要ではないのでしょうか。

また、単なる「利益」ではなく、「転リース差益」等と同様に) 標準的な名称を示すべきではないのでしょうか。

### 転リースのできる規定の転リース差益の表示について

「リースに関する会計基準の適用指針 (案) 89. (2) 損益計算書上、支払利息、売上高、売

上原価等は計上せず、貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を手数料収入として各期に配分し、転リース差益等の名称で計上する。」とありますが、上記と同様、リースを業務の一部としている会社の場合には、いわゆる売上高として表示して良いのでしょうか。（「損益計算書上、支払利息、売上高、売上原価等は計上せず」と記載がありますが、相殺した差額を売上計上すること自体は否定されていないとの理解で良いのかが不明確）

## 質問 21（注記事項に関する質問）

### 短期リースの注記

適用指針 96. 損益計算書において次の(1)及び(2)に定める事項を区分して表示していない場合、それぞれについて、次の事項を注記する。

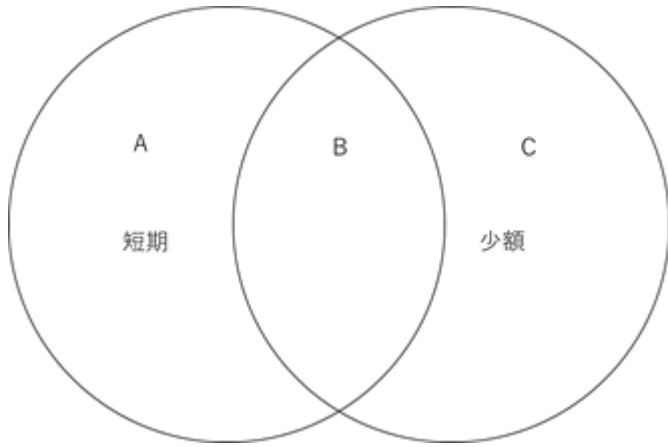
(1) 第 18 項を適用して会計処理を行った短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及び当該発生額。この費用には借手のリース期間が 1 か月以下のリースに係る費用を含めることを要しない。また、当該短期リースに係る費用の金額に少額リース（第 20 項参照）に係る費用の金額を合算した金額で注記することができる。この場合、その旨を注記する。

BC127.ただし、企業が短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用を区分して集計していない場合に、短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用を合算した情報を提供することは、実務上の負担を軽減することができ、また、情報を開示しない場合に比して有用な情報を提供できると考えられる。したがって、これらを区分して集計せず合計額を開示している旨を明らかにすることを条件に、短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記することもできることとした（第 96 項(1)参照）。

と定められていますが、「短期かつ少額」部分（下の図の B）について、短期リースに係る費用の発生額に含めるべきなのか、少額であるため含める必要がないのかが不明確であり、このままの記載では、実務上企業によってバラバラな集計方法になってしまうように思われます。

また、できる規定で「当該短期リースに係る費用の金額に少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記」というのが、短期リースの中で金額的に少額なものも含んだ金額（下の図でいうところの A+B）を言っているのか、

短期リースも少額リースもすべて含む（下の図の A+B+C）金額を言っているのかこれも解釈にばらつきが生まれませんか。



-----  
公認会計士 川本恭兵  
-----